

香川用水通水 50 周年記念 香川用水施設をめぐるスタンプラリー事業実施業務仕様書

1 委託業務名

香川用水通水 50 周年記念 香川用水施設をめぐるスタンプラリー事業実施業務

2 委託期間

契約締結日から令和 6 年 10 月 31 日まで

3 委託業務の目的

香川用水は、昭和 49 年に通水を開始して以来、令和 6 年で 50 周年を迎える。水資源に恵まれない本県にとって、香川用水は県民生活や経済活動等に重要な水源となっていることから、スタンプラリーにより県民が施設を見学し、その恩恵や水源地域にあらためて感謝することを目的とする。

4 事業の概要

(1) 香川用水施設をめぐるスタンプラリーの実施

① 実施内容

香川県内の香川用水関連施設等にスタンプを設置し、一定数のスタンプを集めた方に対して、抽選で県産品等をプレゼントする。

② ターゲット層

- ・ 香川県民
- ・ 40 代以下の世代
- ・ 小・中・高校生のいる世帯

③ キャンペーン実施期間

令和 6 年 7 月 1 日（月）から令和 6 年 9 月 17 日（火）まで

5 委託業務の内容

本仕様書において委託する業務（以下「本業務」という。）は、以下のとおりとし、業務の実施にあたっては、必ず委託者と協議のうえ、行うこととする。

(1) 香川用水施設をめぐるスタンプラリーの実施

① スタンプラリーの企画及び運営

本業務の実施にあたっては必要な実施体制を構築し取り組むものとし、実施内容については、より効果的なものとなるよう提案を行うこと。なお、下記アの a 及び b については、どちらか若しくは、両方を選択することを可能とする。

ア スタンプ設置施設の選定とスタンプ設置について

a スタンプを設置する場合

- ・ スタンプ設置施設は下記 10 か所程度とすること。
香川県内の香川用水に関する施設及び、その他委託者が業務目的の達成のために必要と認める場所

- ・ スタンプ設置場所の選定及び、施設へのスタンプラリー事業への参加について交渉し許可を得ること。なお、設置場所の選定については、委託者との協議のうえ行うこと。
- b スマートフォン等（以下「モバイル端末」という。）を活用するシステムを作成する場合
 - ・ 可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとすること。
 - ・ 参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録等を行うことにより、スタンプラリーに参加できるシステムとすること。
 - ・ 条件の達成状況に応じて、商品の抽選に応募できるようにすること。
 - ・ ユーザー登録に必要な入力項目は、県と協議のうえ決定すること。
 - ・ 参加者がスタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムにすること。
 - ・ スタンプ方式については QR コード方式若しくは、GPS 方式のどちらかを選定すること。
- c スタンプのデザイン・製作（10 個程度）
 - ・ スタンプは、イベントの趣旨に沿ったレイアウト・デザインにすること。
- d 抽選対象
 - ・ 以下の条件を達成した参加者が抽選対象となるようにすること。
【抽選参加における条件】
ラリーポイント設置場所において、スタンプを1つ以上獲得していることを最低条件とし、その他条件については委託者と協議のうえ決定することとする。
- e スタンプの設置（10 か所程度）
 - ・ 設置施設へのスタンプ配布を行うこと。（なお、上記 b を選定した場合は、スタンプ方式に合わせた設置を行うこと。）

イ 応募方法について

- ・ 応募はがきに切手を貼って郵送、回収箱への投入若しくは、モバイル端末のスタンプラリー画面上を、応募者が必要に応じて選択して応募できるようにすること。
- ・ 回収箱を設置する場合は、投函穴を1か所に設け、応募用紙の持ち去りを防ぐため、開閉部に鍵を取付けるとともに、重石を内部に設置すること。
- ・ キャンペーン終了後、設置した場合は回収箱を投函された応募券と共に回収すること。

ウ 応募用紙について

- ・ キャンペーンチラシを兼ねたものとし、デザイン、印刷及び発送を行い、業務目的達成のために必要な部数を提案すること。発送方法については、必要に応じて委託者と受託者で協議して決定すること。
（A4 カラー・両面（想定）。デザインやデータ制作等を含む。）
- ・ デザインは、広くイベントを周知し集客ができるよう、イベントの趣旨に沿ったものとし、応募はがきを切り取って応募できるようにすること。
- ・ 部数、仕様、納期、納品形態等については、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。

エ キャンペーン事務局の設置、運営

- a 問合せ対応
 - ・ キャンペーンに関する問合せは県で対応する。
 - ・ システムの不具合等に対する問合せに対応すること。
- b 応募者情報の集計
 - ・ 応募者の情報を集計すること。
- c 当選者への連絡
 - ・ キャンペーン期間終了後、抽選を行い、当選者を決定すること。
 - ・ 賞品の発送においては、当選者に連絡をとり、行うものとする。

② スタンプラリーの開催周知

事業の実施が、香川用水をあらためて知るきっかけとなり、その恩恵や水源地域への感謝につながるよう、効果的な情報発信を図ること。

ア チラシの配布

- ・ 配布先については、次に示す施設を参考に提案し、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。

【チラシ配布先】

スタンプ設置施設

香川県民の立ち寄りが多い施設（スーパーや駅等）

学校等の公共施設

- ・ 配布先との交渉や調整は受託者が行うこと。

イ 効果的な開催周知の実施

そのほか、効果的な広報の実施（ネット、SNS 広告等）に加え、参加につなげる手法についても提案すること。

③ 抽選業務の実施

ア 抽選業務

条件を達成した応募者を対象とした抽選業務を行うこと。

イ 当選者数

当選者数については、業務目的達成のため適正な人数を提案することとする。

④ 賞品の手配及び当選者への贈呈

ア 賞品の種類

- ・ 金額の設定は、送料や包装代も含め、総額 10～20 万円程度（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とすること。なお、賞品は下記を踏まえ、提案すること。

【必須】：香川用水にまつわるもの。

【その他】：水源地を訪れる動機付けや、香川用水に触れる機会となるもの。県産品等。

- ・ なお、賞品の内容及び当選人数については甲との協議により決定する。また、景品の単価については、他自治体の類似事例等の状況も踏まえたものとし、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）及びその他の関係法令等に抵触しないよう配慮すること。

イ 個人情報

- ・ イベント参加者が抽選に応募する又は、システムにユーザー登録する時点で収集することとし、商品の発送に必要な最低限の個人情報のみ取得すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できる仕様にすること。
- ・ 法令（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報取扱特記事項）等を遵守すること。

ウ 当選者の選定方法

原則抽選によるものとする。

エ 景品の手配及び当選者への贈呈に係る費用

商品購入費、梱包費、抽選に係る経費、発送費等は本契約金額に含むものとする。

オ 賞品の発送

上記ウで実施した抽選の結果、当選した方に対して、発送や手渡し等の手法により、効率的かつ確実に、景品を贈呈すること。また、令和 6 年 10 月末までに完了すること。

6 報告

- ・ 委託業務終了後、成果報告書（紙媒体）を速やかに作成し、1部を県に提出すること。
- ・ 成果報告書の内容については、作成したデザインや応募者の集計結果を含み、必要に応じて委託者と受託者で協議を行い決定すること。

7 特記事項

- (1) 受託者は、本業務を円滑に進めるため、委託者と十分に打合せを行うこと。
- (2) 本業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに協議すること。
- (3) 本業務の内容については機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与しないこと。
- (4) 本業務の遂行により生じた著作権は、発注者に帰属するものとする。また、第三者が権利を有する著作権を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関しての費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うこと。
- (5) 不測の事態のために事業の中止又は変更を検討せざるを得ない場合、委託者の判断に従うこと。その場合、事業の中止までに発生した経費又は変更後の事業に必要な経費について、委託者と受託者とで協議を行い、協議の整った経費について委託者から支払うものとする。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (7) 委託料は事業完了後の完了払いとする。